

學界展望

「朝鮮土地調査事業」研究の新たな
前進のために

宮嶋博史

日本帝國主義が八年に亙る歲月と二千餘萬圓の巨費を投じて實施した所謂「朝鮮土地調査事業」（以下單に「事業」と略記）は、朝鮮における植民地的經濟構造構築のための基礎的作業の一つとして、重大な歴史的意義を有するものであった。それは「事業」に先立つか、あるいは平行して實施された「驛屯土調査事業」、山林所有權の確定作業、一連の農業關係立法等と相俟つて、舊來の土地所有關係を根本的に再編成するとともに、日本人地主を頂點とした新たな植民地地主制形成の槓杆としての役割を課せられたものであった。このような「事業」の朝鮮社會に與えた影響の重要性のために、「事業」に關する科學的研究は早くから試られ、我々には一定の研究蓄積が残されてはいる。しかし、「事業」實施過程の根本史料は未だ全く發掘されていないという状況に制約されて、「事業」研究にはなお實證的・理論的に深めなければならぬ幾多の問題が山積しているのが現状である。根本史料の發掘が様々な事情のために當面は困難である我々日本に居住する者としては、したがって、

まず從來の研究を總括し、現在の課題を明らかにすることから始めなければならぬ。研究の理論的課題、およびそれを明らかにするための實證上の課題が明確になれば、從來は顧られなかった史料も新たな光の下で輝いてくるものがあるだろうし、或いは「事業」前後の實態を明らかにすることにより、逆に「事業」そのものの性格が浮び上ってくる場合もあるだろう。本稿はこうした作業のためのささやかな第一歩である。

なお最初に斷つておきたいことがある。「事業」が、舊來の土地所有關係を日本の植民地支配に適合的な土地所有關係に編成させる場合の、轉回軸的な性格をもつものであったために、「事業」研究は「事業」そのものの實施過程とその意義を明らかにするだけにとどまらず、「事業」以前および以後の朝鮮社會をどう把握するのかという、廣い視野に立つことが、必然的に要請される。したがって本稿も、このような廣い視野から「事業」研究の歴史を振り返つてみようとする立場に立っている。

二

近代の朝鮮農村社會を科學的に分析しようとする欲求は、「産米増殖計劃」という名の苛酷な植民地收奪政策により、朝鮮農民が悲惨としか言いようのない状態に突き落とされつづつあった、一九二〇年代に澎湃として湧き上がってきた。『開闢』『東亞日報』等の雜誌・新聞では、當時の農村の窮状とその解決策等が頻りに論じられ始めたが、管見の限りでは、二〇年代のこれら諸論稿の中で「事業」そのものを取り上げたものは皆無である。「事業」の歴史的性格に關して初めて科學的な分析のメスが入られるのは、一九三〇

年に日本語で翻譯發表された二つの論文、著者不明「朝鮮に於ける農民問題」(『インタナショナル』編輯部編譯「朝鮮問題」所收)と金浩永「朝鮮に於ける土地問題」(金浩永譯「朝鮮に於ける土地問題」所收)あたりからであろうと思われる。この二つの論文は、朝鮮のプロレタリアートが農民問題に對していかなる態度をとるべきかという視點から、「事業」の歴史的意義、および以後の農村に於ける階級關係と矛盾のあり方を明らかにしようとしたものである。兩論文は「事業」の意義について次のように述べている。

『土地調査』は、先づ第一に舊い封建的領有關係を、そのまま近代的私有に轉化することに、根本的な方針を置いたものであった。舊韓國に於ては、大部分の封建的領有地に在つては、農民の土地に對する關係は、直接的な所有と、殆んど變らないものであった。……領主の土地に對する權利は決して、土地そのものに對する自由な支配と處分に依つてではなく、土地に結びつけられた農民に對する身分的な支配と、收穫物の收奪によつてのみ實現されたものであった。

だが、日本帝國主義に依る土地私有制の確立は、土地に於けるかかる古い關係を一掃することに依つて、土地を完全な近代的私有物として封建的所領者に與えらると共に、今まで土地に對する直接的生産者であり、その永久的な耕作權に依つて、土地に對する直接の支配者であつた農民は、單純な法的契約に依る小作人に轉化されてしまつたのである。(著者不明論文四〇〜四二頁)

土地所有形態の資本主義化と、商品的貨幣的經濟關係の急速な浸潤と、發展にもかかわらず、農民の生産方法と農民に對する搾取關係は、未だ資本主義的封建的方式に依つて支配されて居る

所に、朝鮮農村經濟關係の特質はある。(同上五五頁)

零細農的經營と零細農的領有は、朝鮮土地關係の最大の特質である。……

日本帝國主義に依る土地の近代的私有形態の確立は、資本主義的經營を發展させる代りに、零細農的經營と資本主義的領有との間の本質的矛盾を發達させ、地租の過重と高利貸の及び商業的搾取を深刻にすることに依つて農民からの土地掠奪を一層急速に促進させたのみである。(金浩永論文一四頁)

この兩論文において研究的に特に注目されるのは、次の諸點である。

① 土地領有關係における近代的性格と搾取關係における封建的性格との間の矛盾が、「事業」によつて創り出された朝鮮農業の根本的矛盾であるという指摘。このような矛盾關係の捉え方は、微妙なニュアンスの違いを含みながら、最近の研究に至るまで繰返し主張されていることは、以下に見る通りである。

② 「事業」によつて排他的な土地所有權を認められたのは、舊來の封建的所領者Ⅱ兩班層であつたという指摘。この點も①の點とともに以後の殆んどの研究が共通に主張していることである。

③ 地主Ⅱ小作人間の地代收取關係の封建的性格が、マルクスの『資本論』第三卷第四章における生産物地代論を典據にしながら捉えられていること。⁵⁾

④ 李朝末期における農民の事實上の土地所有權とも言うべきものの存在を高く評價し、「事業」以後の農民との質的差異を鋭く指摘していること。これは以後の解放前の研究では殆んど無視乃至は曖昧にされ、解放後の研究で改めて注目されることになるという意

味で、重要な研究史上の意味をもっている。

一九三〇年に發表された上記二論文は、以上のような意義を有するものであったとは言え、「事業」そのものの實態に即した研究ではなかった。「事業」の實態に即しながら、その朝鮮社會に與えた歴史的意義を理論的・實證的に明らかにしようとした先驅的業績としての地位を占めているのは、一九三三年に公けにされた朴文圭氏の名論文「農村社會分化の起點としての土地調査事業に就いて」(京城帝國大學法文學會編『朝鮮社會經濟史研究』所收)である。

朴論文は「事業」の性格を規定した歴史的諸條件、「事業」の性格、以後の農村社會の分化に及ぼした影響等を總合的に扱つた調期的なものであるが、その主要な論點を列擧すれば、

① 朝鮮における近代的土地私有制の確立は、李朝末期における社會的生産諸力の發展の缺如のために、外來の日本資本主義によつて行なわれねばならなかつたという主張。

② 獨占段階に移行しつゝあつた日本資本主義にとつての「事業」の意義が明確にされたこと。すなわち、第一に、農業が當時殆んど唯一の産業であつたために、日本資本の蓄積源泉とならねばならなかつたこと、第二に食糧・原料、殊に米を日本に「移出」させねばならなかつたこと、第三に、不斷に増大する財政を維持するために、近代的租稅制度を確立せねばならなかつたこと、の三點である。これは現在でもそのまま首肯しうる優れた指摘であると思われる。

③ 李朝時代の土地制度の基礎の上では、近代的土地所有權者を樹立するには水炭相容れぬ二つの方法——つまり收租權者を土地私有權者とするか農民を土地私有權者とするか——があつたが、前者

の方法がとられざるをえなかつた、それは一つには社會改革を遂行すべき社會的生産諸力の發展の缺如と、もう一つには朝鮮が日本資本の蓄積源泉たるためには、土地所有から分離された農民の半封建的な零細小作農への編成替による高い小作料の移行存続が必要であつたため、という二つの理由によるという指摘。ここでも①の論點とともに、李朝末期における社會的生産諸力の缺如ということが強調されており、これは後の研究で批判を受けることになるが、この點のみに至てを歸着させないところに朴氏の特徴がある。

④ 李朝時代の農民と「事業」以後の小作農との相違が明確に捉えられていること、すなわち、李朝時代の農民は現實的耕作者、現實的保有者として土地占有權を享受していたが、「事業」は彼らから土地占有權を分離して彼らを「單なる小作農」に編成替したという指摘。更に朴氏は一步進んで、彼ら「單なる小作農」が地主に支拂うところの地代を、「剩餘價値の一般的形態としての、時には勞賃の一部をさえ含むところの半封建的高率地代——自然物地代」と規定されている。この朴氏の地代範疇は、理論的に少し混亂している。朴氏が前に見た金浩永氏と同様に、『資本論』第三卷第四七章に依據されていることは明らかであるが、朴氏の言われる「半封建的高率地代」は、本源的地代の一形態としての生産物地代に含まれるものか、或いは本源的地代から資本主義的地代への過渡的地代の一種である、農民的分割地經營が賃借地で行なわれる場合の地代を指すのが、不明確であると思う。この問題は、印貞植氏による朴氏批判のところでもう一度検討することにしたい。

⑤ 李朝時代に收租權者——兩班の支配を受けていなかった「自作農」は「事業」により土地所有權者として認められるが、彼ら零細

的土地所有者は、植え付けられると同時に種々なる困難な事情のために土地所有から分離される必然性をもつものであったことが、やはり『資本論』の農民的分割地所有論に依據しながら述べられていること。

⑥ 宮庄士の所有権歸屬をめぐる紛争（國有か民有か）の中で、膨大な國有地が意圖的・政策的に創出されたという指摘。

⑦ 以上の論點を總括する形で、朴氏は「事業」の意義を次のようにまとめられている。

農村社會の新しい階級分化の起點としての土地私有制度の確立、土地調査事業の特質—農民の傳統的に土地占有權からの分離。分離された農民の半封建的零細小作農への編成替、および、半封建的な零細土地所有の植付。總じて、土地領有の近代性質（近代的性質の誤りか—引用者）と封建社會からそのまま踏襲された零細農的生產様式との本質的矛盾の基礎の上に立つところの半封建的な零細農および小作關係の成立。抑々、零細農的生產様式とその領有なるものは、生産手段の分散と生産者そのものの個別的隔在、人間力の濫費と生産諸條件の累進的悪化と生産手段の騰貴をその必然的法則の一つとしており、それは、その性質上労働的社會的生產力の發展や、労働的社會的諸形態や、資本的社會的集積や、科學の應用やを排除し、原始社會諸形態に伴う粗野と文明諸國の苦痛とを兼ねた半ば社會外に置かれていた野蠻人を造り出すものであるが、かかるものの再生産こそは、農村社會の新しい階級分化の起點としての土地調査事業の特質であったのである。（五五六—七頁）

ここで注目されるのは、朴氏にあっては半封建的というものの理

解が所有の近代性と生産様式の前近代性の矛盾として捉えられているということ、またこのような半封建的な生産關係の支配下に置かれている零細農民の運動法則を、マルクスの小經營生産様式論、特に農民的分割地所有論に基いて把握しようとしてされていることである。したがって④で述べた地代論における混亂も、過渡的地代論に重點を置きながら朴氏の所説を理解すべきであろう。

朴氏の論點は多岐にわたっており、各々が重要な問題を孕んでいたが、朴論文以降一九四五年の解放に至るまで、これを凌ぐような研究成果は見當たらない。ただ、一九三〇年代以降の朝鮮農村經濟研究をリードする立場にあった印貞植氏の所論には、幾つかの興味深い問題が含まれているので、簡単に検討しておきたい。

一九三七年に刊行された印貞植『朝鮮の農業機構分析』はその序文において、朝鮮農村社會の把握の仕方を廻って、意見を異にする三つのグループが當時存在していたことを指摘している。印氏はまず二つのグループに大別され、一つは「朝鮮の土着民族資本家階級に足場を置く所の民族主義或いはナロードニズムの學派」であり、もう一つは「嚴密に科學的な立場に立脚する所の學派」であるとされる。そして更に第二の學派の中にも大きな理論的對立があるとして、朝鮮農村における支配的な生産關係・收取關係を封建的なものと見るのか、資本主義的なものと見るのかで、二つの潮流に分けられることを指摘されている。この第二の學派内部における理論的對立は、言うまでもなく、ほぼ同じ時期の日本での「日本資本主義論争」における講座派と勞農派の對立、また中國での「中國社會史論戰」「中國農村社會性質論戰」における封建派（中國農村派）と資本派（中國經濟派）の對立と、軌を一にしたものである。このよう

な二つの學派の存在、また第二の學派における二つの潮流の存在は、従来の「事業」研究では全く省られることなく、ほぼ第二の學派の中の封建的性格を強調するグループのみが注目されてきた。第一の學派および第二の學派の中の資本主義的性格を強調するグループの主張の全體像を明らかにしていくことは、今後に残された課題である。管見の限りでは、第一の學派の見解はある程度明らかにすることができ、第一の學派の代表的研究者の一人として印氏が名前を挙げておられる盧東奎氏は、一九三二年に發表された「朝鮮農家經濟實相調査解剖」(『東方評論』第一卷第三號所收)で、「事業」以後の朝鮮農業の特徴を次のように述べられている。

朝鮮の土地制度が近代的私有制度化し、朝鮮の小作關係が近代の自由契約化して、朝鮮の農業生産が大部分商品生産化したにもかかわらず、朝鮮の農業は未だ完全に資本主義的農業經營となりえず、朝鮮農業にはなお封建的生產關係が残存しているということがその特徴である。……

現物小作料の中には純全たる地代以外に、原則的には小作農に歸さねばならない利潤及經營資本に對する利子は勿論、小作農の勞賃の一部分までも包含されている。かくの如く今日の朝鮮農業中には封建的關係がなお依然として殘存しているが、他面では朝鮮の經濟關係そのものは略型的に高度に資本主義化している。從つて朝鮮の農業は内部では封建經濟關係が残存しており、外部では資本主義經濟組織による不利益を受けている。即ち朝鮮の農業は二重の重壓下にあるというのが、其の特質であると言えよう。

(影印本五一四—五頁)

これを讀む限りでは盧氏の主張がなぜ「朝鮮の土着民族資本家階

級に足場を置く」ものであるのか、よくわからない。むしろ朴文圭氏の主張との類似が目につくくらいである。

印氏が第二の學派の第二の潮流に屬する人として擧げられている朴文圭氏の書かれたものは、直接に見ることはできないが、印前掲書に朴文圭氏の「自然經濟」なる論文からの引用が載せられている。

……かかる典型的な純粹封建制度を持たない朝鮮に於いては、既に純粹な封建制度の防波堤である所の自然經濟の城郭は久しい以前から解體されている。今日舊態依然たる小作料形態としての物納及び勞働地代の素朴の形態の殘存は之れを見る事が出来るとしても、然しそれは今日の社會の總ゆる基準である所の「金錢」即ち貨幣經濟の中世紀的假裝に過ぎないのであって、それは既に貨幣を觀念化して自己表章として居る……(印前掲書二〇五頁)

日本の勞農派の主張との類似性が容易に見てとれるが、「事業」の位置づけについては不明である。ともかくも、今後、三つのグループの「事業」の位置づけと、「事業」以降の農業の捉え方の相違を明らかにするとともに、それぞれの主張が政治的實踐の場ではいかなる對立した立場としてあらわれたのかという點まで、掘り下げていくことが必要であろう。

印氏の著書の中でもう一つ重要な問題は、朴文圭論文に對する印氏の批判である。最初『朝鮮中央日報』に掲載され、前掲書に日本語で再録された「土地所有の歴史性——朴文圭氏に對する批判を主として——」という論文で、朴氏を次のように批判されている。すなわち、朴氏は「事業」によって土地領有關係は近代的になつたにもかかわらず生産様式及び生産關係面では封建的なものが壓倒的な

地位を占めていると主張されているが、これは生産關係と所有關係の機械的な分離であって容認できない。朴氏のこのような混亂は「土地私有制の確立」と「土地領有の近代資本性」との混同によるものである。と。そして印氏は、「斯うに流通過程に於いては商品⇨價值⇨貨幣諸關係に従屬、包圍されているにも拘らず、他方最も本質的な生産過程に於いては、封建的⇨農奴的である所の農村關係を、我々は半封建的、或いは半農奴的農村關係として規定することができるのである」(二三四頁)というふうな自説を展開されている。しかしこの印氏の批判は、二つの點からの外れであると言える。まず第一に、先に述べたように朴氏は『資本論』の過渡的地代論に依據して、地主・小作人間の地代收取關係や自作農の没落の必然性を主張されているのに對して(尤も朴氏自身にも過渡的地代論と本源的地代論の混同があったわけだが)、印氏はもっぱら同じ『資本論』の本源的地代に關する諸規定を地主・小作關係に適用されているのである。第二には、朴氏は生産様式(正しくは生産力⇨労働過程と言ふべきであろう)における封建的性格は認められているが、生産關係を封建的であるとは言っておられない。朴氏は労働過程における零細性と所有關係における近代性の矛盾の總體として、半封建的生產關係を言われているのであって、生産力と所有關係がはげしい矛盾の下に置かれてゐることは、過渡的地代の特徴である。むしろ、生産力⇨労働過程が封建的だから生産關係も封建的でないければならない、とされる印氏の方が、公式主義的に過ぎるし、マルクスの過渡的地代論への理解が缺如していたと言えよう。

以上で解放前における「事業」研究を概観したが、そこでの主要な問題點を再度まとめよう。第一に、いずれの研究にあつて

も、李朝時代の純然たる封建社會から、半封建社會への轉回點として、「事業」が位置づけられていることが確認できる。しかし「半封建」の理解の仕方は論者によって様々であった。その中でマルクスの過渡的地代論に據りながら半封建的な地主・小作關係を把握しようとした朴文圭氏の捉え方が、地代論的にも、また「事業」以後の直接生産農民の動態が總體的に捉えられているという點においても、もっとも優れた見解であつたと言えよう。しかし朴氏の見解にも致命的な弱點がある。それは朴氏が農民的分割地所有論を念頭に置きながら自説を展開されているにもかかわらず、その前提としての朝鮮における農民的土地所有の進展に對しては、否定的な態度をとられたことである。この弱點は、李朝時代の研究、特に農村經濟の研究が殆んど空白であつた解放前の研究状況のしからしむるところであつた。

第二にぜひとも確認しておきたいことは、「事業」の半封建的な性格は上述のように各論者とも強調してやまなかつた反面、「事業」が例えば日本の地租改正などと比較してもついていた植民地的な性格については、意外なことに、殆んど觸れられていないことである。なるほど朴論文において日本帝國主義にとつての「事業」の意義が明確にされてはいるが、しかし日帝の意圖が貫徹していく中で當然生じたと思われる植民地性の刻印が、「事業」自體の中にどのような刻まれているのが、明らかにされているとは言いがたい。先に検討した諸論文・著書は、いずれも日帝の植民地支配からの解放を大前提としたものであつたのに、かかる植民地性の輕視という奇妙な結果に陥つたのはなぜだろうか。この問題は今後の検討課題であるが、筆者は現在のところ、解放前の農村經濟研究が多分に、

日本の講座派理論の影響の下で進められてきたことと、深いつながりがあるのではないかと考えている。講座派理論は周知のように、日本資本主義の基柢としての農村における農奴制的諸關係の殘存を強調するが、このような農村經濟の捉え方が朝鮮の場合にも適用されたために、日本と朝鮮の農村經濟の同質性が強調される結果となり、ために日本の地租改正と「事業」もまた、基本的に同じようなものを目ざすものであったかのような捉え方がされてきたのではないかと思うのである。

第三に、解放前の「事業」研究はいずれも當時の民族解放運動の戰略設定と密接に結びついたものであった。しかし現在のところ、研究と實踐との有機的連關に關しては、なお明確でない部分が多い。三〇年代の三つのグループの相違という前述した問題もさることながら、より重要な問題は、民族解放運動の諸段階（一九三〇年代初頭の赤色勞農運動時期、三〇年代後半以降の民族統一戰線運動の時期、更には日帝敗北＝解放直後の時期）において、「事業」研究、「事業」以後の農村經濟研究がいかなる深まりを見せたのかが明確でないことである。この點は、中國における研究などに學びながら、今後明らかにしていかなければならない重要な課題であらう。

三

「事業」によって確立された植民地的な土地所有關係、農業構造は、日帝の敗北による植民地支配からの解放、解放後の北半部における土地改革、南半部における農地改革により、基本的に解體されてしまった。したがって解放後、とりわけ南北ともに土地改革が一定の結着を見た五〇年代以降においては、「事業」研究はそれ以前

のように直接的な戰略的意味はもたないようになった。この點に留意しながら、以下解放後の「事業」研究における主要な業績を検討していくことにしよう。

解放後の「事業」研究で新たな一石を投じた最初の論文は、一九五五年に發表された李在茂氏の著名な論文「朝鮮における『土地調査事業』の實體」（東京大學社會科學研究所『社會科學研究』第七卷第二號所收）である。この論文において李氏は、「事業」における土地所有權の確認が、「申告主義」という獨特の方法で行なわれたことに注目して、次のような點を強調されている。

① 「事業」における土地所有權確定のための「土地申告書」の眞偽を判定する基準となつた「結數連名簿」、および「土地申告書」と「結數連名簿」の對照・調整作業のにない手であつた「地主委員會」は、いずれも舊來の支配階級である兩班＝貴族官僚の利害を反映したものであつた。したがって「事業」における土地所有權の確定は、むしろ眞實の所有者を糺すことを手控えることにより、植民地支配者が土地所有者に買辦的同盟者としての地位を確保することを意圖したものである。

② 土地所有權の最終的な確定が、裁判にもち込まれることなく、全て行政處分をもつて行なわれたことは、兩班＝貴族官僚が巨大買辦地主として形成される絶好の武器となつた。

③ 土地所有權を廻る紛争は殆んどが、國有か民有かを争つたものであつたが、その紛争處理においては、二〇〇年以上前の土地臺帳を根據に大多數が國有地とされた。しかもこの國有地は、日本國內の地主制を朝鮮に移植させる楨杆としての役割を課せられた點で重要である。かかる膨大な國有地の創出は、「秩祿處分」に該當す

る政策が實現されなかったことと併せて、「事業」と日本の地租改正との決定的相違点をなすものである。

④ 以上のような特徴をもった「事業」の歴史的意義を總括的に言えば、「李朝末期の生産關係を本質的に解體せしめることなく、日本國家が最大の地主の地位を占め、巨大プランターゲン所有者日本人大地主（例えば東拓等）を直接の脚とし、舊來の李朝社會の兩班貴族官僚を買辦地主に確保したるものをもって間接の脚とする、植民地支配體系」（五六頁）を設定したことである。

李在茂氏の論文の成果は、實證的には土地所有權の確定という「事業」の核心的な部分の具體的實施過程を明らかにされたことであり、理論的には「事業」の植民地的性格を初めて本格的に問題にされたことである。「事業」の植民地的性格というものを、李氏は二重の意味で主張されている。すなわち、一つは從來の支配階級であった兩班貴族官僚を植民地支配のための買辦の同盟者として取込んだ「植民地型寄生地主制」を形成させたという意味で、もう一つは、「申告主義」や行政處分による所有權の確定、國有地の強制的創出という、日本の地租改正とは異なった「事業」の特異な植民地性という意味においてである。後者の意味での植民地的性格の指摘は非常に説得的であるが、前者の「植民地型寄生地主制」の内容には少し問題があるように思われる。李氏は、兩班と農民との關係は「事業」によっても本質的な變化を蒙らなかつたとされているわけだから、「植民地型寄生地主制」は舊來の地主制の上に、新たな支配者として「日本國家及びその分身をなすプランターゲン土地會社を主とする日本人大地主」が乗っかかったものということになる。つまり、「事業」による地主制の再編という問題が、日本人

大地主の新たな登場ということに矮小化されてしまつて、地主制全體の構造的變化という捉え方が後退してしまふ結果となり、そのために「植民地型寄生地主制」の創出の意味が十分説得的でなくなつていると考えられる。これは、舊來の土地所有關係に對する李氏の理解の低さに起因するものであらう。

李在茂氏のこうした弱點を、解放後南北朝鮮の研究者を中心に精力的に進められてきた李朝後期の社會經濟史研究の成果に依據することによつて克服せんとしたのが、最近發表された田中愼一氏の優れた二つの論文、「韓國財政整理における徵稅制度改革について」（社會經濟史學會『社會經濟史學』三九―四所收、一九七四年）、「韓國財政整理における『徵稅臺帳』整備について——朝鮮土地調査事業史研究序論——」（土地制度史學會『土地制度史學』六三號所收、一九七四年）である。田中氏の研究は、「事業」に先立つて行なわれた韓國財政整理の重要な一環であつた徵稅制度の再編政策に着目し、徵稅制度の改革によつて起きた農村における階級配置の變化、およびそれと平行しての土地所有關係の變化を明らかにしようとした、劃期的なものである。田中氏はまず前論文において、徵稅制度が舊來の郡守徵稅から稅務官、面長・任員による徵稅に切り換えられていくこと、しかもこれら新たな層による徵稅が、農民の反帝・反封建闘争（特に義兵闘争）により困難に陥る中で、それを支えるものとして、李朝末期に成長しつあつた大地主層（封建地主―領主とは歴史的な性格を異にする私的地主）を構成員とした地主委員會が組織されていった、と主張される。そしてかかる徵稅制度の改革は、更に地稅徵收のための帳簿類の整理という新しい課題を提起することになり、そのための徵稅臺帳の整備過程で、誰を納稅

義務者として確定し、誰を土地の私的所有者として認定するかが問題になったとして、この過程を後論文で追求されている。

後論文では、各地方財務監督局による作休事業の展開、およびそれを全國的規模で展開した二度に亙る結數連名簿作成過程の方針の變化を明らかにし、最終的には第二次の結數連名簿において、地主が納税義務者、したがって私的土地所有者として確認されたとき、しかもこの第二次結數連名簿に基いて、「事業」における土地所有權の法的確認が行なわれたわけであるから、この第二次結數連名簿作成こそ、「事業」の直接的前史として重要な意義をもっていた、と主張される。そしてここで私的土地所有者として確認された地主とは、前論文での地主委員會の構成メンバーたる私的地主_{||}半封建的地主であったから、「事業」の歴史的位置づけとしては、「李朝封建制下に生成していた副次的ウクラードとしての半封建的地主的土地所有が支配的ウクラードとして確立し、それを通じて、植民地支配權力を背景にして日本本國地主制の植民地的移植・定着」（後論文二〇頁）を體制的に成立させたことに求めなければならない、と展望されている。

田中氏の所論の學說史上における最大の意義は、從來の研究が全て、「事業」によって私的土地所有者として確認されたのが舊來の收租權者たる兩班層であったことを、共通に主張していたのに對して、アンチ・テーゼを提出されたことにある。すなわち、韓國の金容燮氏や、とりわけ共和國の許宗浩氏の李朝後期の農村經濟研究の成果を吸収して、李朝後期には舊來の特權的地主層であった兩班地主（_{||}封建地主）とは範疇的に異なる半封建的地主が成長しつつあったことを認めたいうえで、「事業」により支配的ウクラードとして

確認されるのは、舊說のような封建的地主制ではなくて、實はこの半封建的地主制であったと主張されるのである。田中氏のこの考え方はたいへん魅力的である。解放前の研究以來の半封建性を廻る捉え方の相違という問題も、また李在茂氏の弱點であった「植民地型寄生地主制」と李朝時代の地主的土地所有との質的變化をどう捉えるかという問題も、全く新しい觀點から把握しなおすことを可能にするような問題提起が、田中氏の所説には含まれているのである。

しかし、田中氏の結論を實證するためには、なお幾つかの點で未解明の問題が残されているように、筆者には思われる。第一に、李朝末期における新しい型の地主制の成長を認められるのは首肯しうるとしても、その新しい地主制の歴史的性格、特になぜそれが「半封建的地主制」であると積極的に規定しうるのが、土地所有の性格に即して地代論的に明らかにされていないことである。第二に、「半封建的地主制」の實態が不明確であることにより、「事業」以前と以後でのその變化がなかったのかどうかという問題がある。「事業」以前には副次的ウクラードにすぎなかった「半封建的地主制」が「事業」を経ることにより、支配的ウクラードとして定着したとされているが、果たして「事業」を経ることにより「半封建的地主制」そのものも質的な變化を見せなかったのかどうか。田中氏が依據されている許宗浩氏や金容燮氏にあっては、新しい地主的土地所有の成長は、それを支えるところの農民的土地所有の前進との關わりで捉えられているのであるが、この點を認めるならば、農民的土地所有の前進を完全に否定した「事業」以後は、「半封建的地主制」の存立基盤そのものの變化を考えなければならないと思う。この問題を明らかにするためには、「半封建的地主制」の經營内容

にまで立ち入った分析が必要とされるであろう。第三に、田中氏の所説の最大の弱點は、「事業」の在村における實質上の推進者であった「地主委員會」の階級的性格が、實證的には何ら明らかにされていないことである。田中氏は「地主委員會」のメンバーが村落における富裕な饒戸ニ大地主層から選ばれたとし、更にこの饒戸ニ大地主層が即半封建的地主であったとされているが、大地主層が舊來の特權階級たる兩班ではなく、半封建的地主であるという主張は、實證的には裏付けられていないのである。これら三つの問題が實證的に明らかにされれば、田中氏の問題提起はより説得力を持ちうるだろうし、「事業」研究の新たな地帯が切り拓かれるであろうと確信する。

解放以後、李在茂・田中慎一兩氏の研究以外で「事業」そのものの實態を實證的に深めたものは皆無であり、研究の絶對的貧困が朝鮮史研究の他の分野と同様にここでも指摘されねばならないが、ただ今後の「事業」研究を進めていくうえで注目すべき視角をうち出している。韓国における一連の研究を、最後に検討しておく。まず、解放前の研究や李在茂氏においては殆んど無視されていた、李朝後期における農民的土地所有の進展という事態を前提として、「事業」をそれとの對立關係の中で捉えようとする立場からの研究として、金容燮「收奪을 위한 測量」(『韓國現代史』四所收、一九六九年)と慎鏞廈「日帝下의 『朝鮮土地調査事業』에 대한 一考察」(韓國史研究會『韓國史研究』一五所收、一九七七年)の二つの論文を擧げることができる。金容燮論文は、從來の研究では日帝の指導下に進められたと考えられてきた量田・地契發給事業についての氏の研究成果(『光武年間의 量田事業』關社「研究」

高麗大學校亞細亞問題研究所『亞細亞研究』三一號所收、一九六八年)に依りつつ、光武年間の該事業と「事業」との對照的な性格を強調したものである。すなわち、光武年間の量田事業では、李朝後期以來の農村における新しい勢力としての經營型富農の成長基盤となっていた土地慣行をそのまま認めていたのに對して、「事業」はそのような慣行を一切否定することにより、朝鮮農業を近代的に變革していく指導勢力としての經營型富農に大打撃を與えた、と主張されている。金氏の視角は、大韓帝國時期の一連の改革の歴史的影響を考ふるうえでも、「事業」の朝鮮農村社會に與えた反動的影響を考ふるうえでも、きわめて示唆に富むものである。

慎鏞廈論文は、「事業」の意義を近代的土地所有制の確立や、農村社會分化の起點という點に求めようとしてきた從來の研究を批判し、私的土地所有制や農民の分化といった事態は、すでに李朝後期においても廣汎に見られた現象であると主張している。したがって「事業」の歴史的影響はそういうことにあるのではなくて、李朝末期における小作農の慣習上の耕作權、永代小作權としての賭地權、農民の國有閑曠地開墾權、入會權等の一連の農民的諸權利を否定することに、日帝と半封建的朝鮮人地主との「構造的凝着」を生み出したことに最大の意義がある、というのが慎氏の結論である。慎論文は金容燮論文と重なり合う新しい視角を提出しているが、「事業」以前の農民が獲得していた下部所有權としての私有と、「事業」以後の排他的所有權としての私有が混同されている點、また農民の諸權利が「事業」により消滅させられていくことを強調されているにもかかわらず、「事業」前後での地主制の質的變化を認めないという點で、疑問が残る。

次に、現在の韓國の農村經濟を把握するという課題設定の下で、その歴史的前提としての「事業」および解放後の農地改革を位置づけようとした研究成果として、金俊輔『韓國資本主義史研究(Ⅱ)——封建地代の近代化機構分析』(一九七四年)と兪仁浩『韓國農地制度の研究——土地調査事業の農地改革の性格分析』(一九七五年)がある。金俊輔氏はこの著書において、小農生産様式が支配的であるという点では、李朝時代以來現在に至るまで韓國の農村は共通性をもっているが、封建性や半封建性を強調する論者はこのような共通面だけを見て、小農生産様式自體の歴史的變化を隠蔽していると批判される。特に現在の韓國の農村經濟を把握するために、獨占資本主義の小農支配という分析視角をもつことが必要であるが、かかる視角から「事業」の意義を把握すれば、「事業」は近代的土地私有制を確立することにより地代を利潤化する契機となり、獨占資本の農村支配の道を掃き清める意義をもつものであった、と金氏は結論づけられている。金氏の主張と一見すると全く相反する立場に立つておられるのが兪仁浩氏である。兪氏の前掲著書における基本的立場は次のようなものである。農業の近代化のためには、その前提として農民的土地所有の確立が必須不可欠であるが、現在の韓國農業の最大の問題は、農地改革によって一應確立された農民的土地所有が、その農民不在性のために再び否定されようとしている点にある、このような危機的状況を打破する方向は、農業を協同化することにより、農民的土地所有の過渡的性格による不安定性を前進的に止揚していくことである。かかる視點から兪氏は、「事業」を農民的土地所有との關連で検討され、「事業」は農民的土地所有形成の契機であったにすぎず、そこには一片の近代的

性格も認めることができない、と主張されている。このように金俊輔・兪仁浩兩氏の「事業」の捉え方は著しい對照を見せているが、兩氏ともに現在の韓國農業を歴史的に把握する作業の一環として、「事業」の性格を明らかにせんとする問題意識の面では共通しているのである。しかし兩氏の研究ともに、やや論理が先行しているきらいがあり、「事業」そのものの實態に即してその位置づけが行なわれているとは言い難い。

もう一人韓國の研究者で、「事業」研究に新しい問題を提起された人として、林炳潤氏がおられる。林氏は日本語で發表された『植民地における商業的農業の展開』(一九七一年)の中で、主に大内力氏の説に依りながら、「事業」によって畸形的であるにせよ一應近代的土地所有が確立された主張されているが、林氏の著書でもっとも注目すべきことは、「事業」の際の地價設定過程を詳細に追求されたことである。林氏は、「事業」の際に地稅賦課の基準となる地價の設定方法は全國一律に行なわれたのではなく、北部よりも南部の方が地價がより高くなるように、また日本人所有地(改良農法を行なう所)よりも朝鮮人所有地(在來農法を行なう所)の方がより高くなるように定められた、と指摘されている。そしてブルジョア的な意味での平等の原則さえもが無視されているところに、「事業」の植民地的な性格を見出そうとされている。地價設定の際の南北間隔差が、果たして南北間の生産力隔差をも越える不平等なものであったかどうかは疑問の残るところであるが(南部の地價を高くすることで南部農民の没落がより急速となり、米作地帯である南部に集中的に進出せんとした日本人の土地集積に有利となった、と林氏は言われるが、しかし一旦日本人の所有になっ

日本人にとつても南部の高い地價 \parallel 高い地税は經營上不利となるであろう)、改良農法によるか(在來農法によるかという農業經營の相違が、地價設定の際に斟酌されたことがもし事實ならば(林氏はこの原則が「事業」實施過程でどこまで貫徹されたのかについては明らかにされていない)、問題は重大である。なぜならば、このことは單に朝鮮人の所有地よりも日本人の所有地の方が地價が低く設定されたという民族間隔差にとどまらず、朝鮮人地主に改良農法の採用を強制する意味をもつたものとして、すなわち、從來の地主經營そのものの再編を迫るものとしての位置づけが可能になると思われるからである。

四

さて、一九三〇年代から現在に至るまでの「事業」研究の成果と問題点を個別に検討してきたが、最後に以上を總括する形で現時点における「事業」研究の課題を筆者なりにまとめることにより、今後の研究の手がかりを得る一助としたい。

まず、「事業」の階級的性格に關しては、次の諸點を明らかにしていくことが必要であると思われる。第一には、「事業」以前の舊來の土地所有關係の實態と、その發展方向を明らかにすることである。この課題は、① 舊來の兩班地主による土地所有の性格を明らかにすること(田中氏以前の研究に共通していた、兩班を單なる收租權者とみなす考えは土地國有論の前提に立ったものであり、今日の李朝史研究の水準にたえうるものではない)、② 李朝末期における農民的土地所有進展の水準を明らかにすること、③ ①②との關わりで李朝後期に成長してくる非特權的地主層による土地所有・

經營の實態とその歴史的な性格を明らかにすること、の三つの側面を總合的に追求することによって果たされるであろう。第二には、「事業」の在村における支え手であった地主委員會が、いかなる階級的利害を代表するものであったのかを、委員會の構成メンバーの人的承諾をたどりながら明らかにすることである。^④

次に「事業」の植民地的性格に關しては、第一に、「事業」前後での農業經營内容の變化を、地主・富農・中農・貧農の各層毎に即して追求することである。從來の「事業」研究は、土地所有關係の變化という側面から主に捉えられてきており、農業經營の問題にまで立入って「事業」の意義を明らかにしようとした研究は皆無と言ってよい。しかし「事業」が舊來の朝鮮經濟の國民經濟的な方向への發展を否定し、日本資本主義の構造的な一環として定着させるための基礎的事業の一つであった事實からみても、農業經營面での變化を看過することは許されない。實際にも、「事業」は從來理解されてきたように、土地所有權の調査・土地價格の調査・地形地貌の調査、の三つの事業だけにとどまるものではなく、附帶事業として各地方の經濟狀況調査(地誌の蒐集や市場調査等を含む)という農産物の流通過程をも視野に入れたものであったし、更には林炳潤氏が指摘された改良農法の優遇措置の存在等の問題もある。したがって「事業」の意義を明らかにするためには、他の一連の植民地農政の分析を含めて、その農業經營上の位置づけという新しい視點を確立することが必要不可欠であろう。かかる視點をもつことによって、「事業」以後の地主制の植民地性 \parallel 買辦性がより鮮明にされると思われる。第二に、朴文圭・李在茂氏によって明らかにされた膨大な國有地創出の意義を明らかにすることである。このような政策は、

同じ日本の植民地であった臺灣での土地調査事業でも見られなかった獨特のものであるが、こうした獨特の政策がとられた理由を、朝鮮に對する植民地支配の特異性として把握することが重要であろう。筆者は現在のところ、この問題を東拓移民（國有地の多くは東拓に拂い下げられた）のになわされた植民地農村支配のための尖兵的役割、およびかかるものの存在を必要とした農村における矛盾の激しさと關連するものと考えている。またこの國有地の創出は、これら國有地とされた土地こそ、李朝末期における農民的土地所有のもっとも進んでいた所であることから、「事業」の階級的・民族的性格を考えるうえで重要なテーマである。

そして最後に、以上のような「事業」の階級的・民族的性格を總括する形で、「事業」以後形成されてくる地主制の歴史的範疇を明らかにしなければならない。従来は「事業」以後の地主制を、「植民地型寄生地主制」と捉える考えが支配的であった。しかしこの概念は、日本人地主・朝鮮人地主・朝鮮農民の各階層を構造的に位置づけたうえで、この概念ではなかったし、また日本の寄生地主制との嚴密な比較を行なうたうえでの寄生地主制概念でもなかった。したがってこの「植民地型寄生地主制」という概念は、改めて検討しなおされなければならない段階に來ていると思う。我々は「植民地・半封建社會」という言葉で總括される日帝支配下の朝鮮の社會構成を理解する最大の鍵が、この地主制の理解如何によるものであることを確認しつつ、かかる地主制を形成させる槓杆であった「事業」のもった意義を捉え直していかねばならない。

以上、現在の筆者の關心にひきつけつつ、「事業」研究の當面する課題について概括してみた。諸先輩・同學諸氏の忌憚ない御批判

を願う次第である。

註

- ① 權寧旭「日本統治下の朝鮮における所謂『驛屯土』問題の實體」（朝鮮史料研究會『朝鮮近代史料研究集成』第三號所收、一九六〇年）参照。
- ② 權寧旭「朝鮮における日本帝國主義の植民地的山林政策」（歴史學研究會『歴史學研究』二九七號所收、一九六五年）参照。
- ③ この『朝鮮問題』は、朝鮮においては合法的に出版することが不可能であったので、日本で翻譯・出版されたものである。
- ④ この本は、當時中國に亡命していた朝鮮人が發行していた『階級闘争』の第三號所收の二つの論文を翻譯して、一書としたものである。
- ⑤ 金浩永論文は地代の性格について次のように述べている。
「日本帝國主義は、資本主義的農業經營を發展させるに當つて、農村生産發展の最大の障害物たる『零細農的經營』を發展、助長し、農民生活の最大の敵たる封建的搾取關係と結合して、それに依つて『飢餓地代』を搾取している。朝鮮農民から奪い取つた廣大なる土地は、資本主義的に耕作し、その一部分に日本農民を移住させると同時に、更にこれも細分して朝鮮農民に耕作せしめ、『勞働條件の再生産と生産機關の再生産に危険を與え、生産の擴張を、多かれ少かれ不可能にし、そして又直接生産者の生活材料を肉體上必要な最低限度にまで減縮させる』（マルクス）『現物地代』又はその單純な變形たる『貨幣地代』を搾取している」（一二～一三頁）

- ⑥ このような不明確さは、あるいは日本の講座派理論の影響かも知れない。講座派理論における本源的地代論と過渡的地代論の混同は、野呂榮太郎「日本資本主義發達の歴史的諸條件」によくあらわれているし、後の勞農派批判の中では、過渡的地代範疇そのものが存在を否定されるに至ったことは周知の通りである。
- ⑦ この序文は、印氏轉向後の一九四〇年に出版された増補版『朝鮮の農業機構』には載せられていない。
- ⑧ 『東方評論』は直接見ることはできないが、盧氏の論文の影印版が成進文化社編『韓國學研究叢書』第一輯（一九七一年）に収録されている。
- ⑨ もう一人、盧氏と同じ立場の研究者として印氏が挙げられている李勳求氏も、農村における農奴制的諸關係の殘存に注目されている。李勳求『朝鮮農業論』（一九三二年、この本は李氏が最初英文でまとめられた“*Land Utilization and Rural Economy in Korea*”を朝鮮語譯したもの。なお英語版は一九三六年に上海で出版されている）三一―一頁參照。
- ⑩ 特に解放直後の南半部における農民運動を指導した理論がどのようなものであったかを明らかにすることは、重要な意味をもつと思われる。なぜならこの運動の指導部には朴文圭（全國農民組
- 合總連盟の行動綱領の起草委員として、また朝鮮民主主義民族戦線の事務局長として）・印貞植（農民新聞社主筆として）兩氏が加わっておられたから。
- ⑪ 中國における民族解放運動の進展と農村經濟研究の深化との有機的關連については、吉田滋一「一九三〇年代中國農村經濟研究の一整理」（『東洋史研究』第三三卷二號所收、一九七四年）を參照。
- ⑫ 李氏の李朝末期農村經濟についての理解は、同氏の死後發表された未定稿「李朝末期における農民の社會的存在形態」（『社會科學研究』第一四卷一號所收、一九六二年）によくあらわれている。
- ⑬ このような視點に立った先驅的な研究として李英俠『韓國近代土地制度史研究』（一九六八年）があるが、「事業」に關しての特に新しい問題提起はない。
- ⑭ 地主委員會に参加した者の名前は現在のところ史料的に不明であるが、筆者はこれを補う作業として、當時日本が組織していた「韓國中央農會」（併合）後は「朝鮮農會」と改名）に入會した朝鮮人の系譜をたどっている。その結果はいずれ別の機會に發表したいと考えている。